

本資料は、「クラブ・リーダーシップ・プラン」(245-JA)の2007年版です。本資料に記載された情報は推奨ロータリー・クラブ細則とロータリー章典に基づいています。RI理事会によって加えられたこれらの資料に対する変更は、本資料に掲載された方針に取って代わります。

ご意見をお寄せください

ご質問やご意見がありましたら、下記までご連絡ください。

Leadership Education and Training Division Rotary International One Rotary Center 1560 Sherman Avenue Evanston, IL 60201-3698 USA Eメール: leadership.training@rotary.org

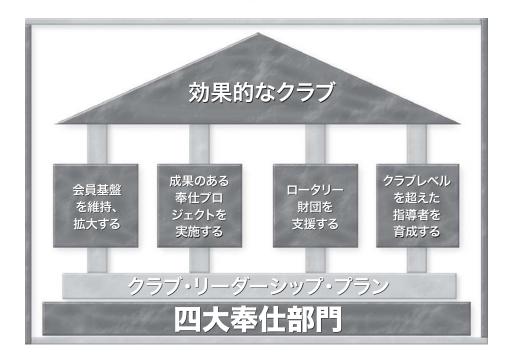
電話:1-847-866-3000 ファックス:1-847-866-0974

www.rotary.org

「クラブ・リーダーシップ・プランは、各奉仕部門におけるクラブの目標を達成するための力を高める一助となる」

クラブ・リーダーシップ・プランとは、ロータリー・クラブに推奨される管理的枠組みであり、効果的なロータリー・クラブのベストプラクティス(最善の実践方法)に基づいて作成されています。それぞれのロータリー・クラブは独自に異なる存在であるため、クラブ・リーダーシップ・プランは、世界中のクラブの個々のニーズに応用できる柔軟性を備えています。クラブ・リーダーシップ・プランの採用はすべてのクラブに義務づけられているわけではありませんが、次のようなベストプラクティスに基づく標準化された管理上の手続を採用することは、新旧を問わずすべてのロータリー・クラブにとって有用となるでしょう。

- 効果的なクラブの要素に取り組む長期目標を立案する。
- 長期目標を支える年次目標を設定する。
- クラブ会員全員が最新情報を得ていること、クラブに参加していることを実感できるよう にする。
- クラブ内ならびに地区との意思疎通 (情報伝達) を円滑に図る。
- 年度から年度への指導力の継続性を保つ。
- クラブの運営を反映するよう細則を独自に修正する。
- 定期的な親睦の機会を提供する。
- すべてのクラブ会員が積極的に参加する。
- 定期的かつ首尾一貫した研修を提供する。



奉仕部門は効果的なクラブの土台です。効果的なクラブは、以下を遂行することによってロータリーの綱領を果たすことができます。

- 会員基盤を維持、拡大する。
- 地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げた成果のあるプロジェクトを実施する。
- 資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。
- クラブ・レベルを超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育成する。

「当初私たちは、クラブ・ リーダーシップ・プランの実 施によって、ただでさえ多 忙な会員たちにさらに多く の什事を課すことになるの ではないかと心配していま した。しかし今では、より多 くの会員に責務を幅広く分 担することによって、このプ ランの長所がよくわかりま した」

クラブ・リーダーシップ・プランは、各奉仕部門における目標を達成するためのクラブの力を 高める一助となります。成果溢れる奉仕プロジェクトの実施は、職業奉仕、社会奉仕、国際 奉仕に影響を与えます。会員数が増加すれば、クラブの各奉仕部門で活動できるロータリ アンの数も増えることになります。ロータリー財団を支援することは、社会奉仕と国際奉仕 の両方に影響を与えます。手続の合理化、より円滑な情報伝達、長期計画の策定、関与す る会員の増加によって、クラブ奉仕がさらに改善されます。能率的に運営されるようになれ ば、クラブは奉仕活動を一層効果的に実施することができます。クラブ・リーダーシップ・プ ランは、クラブが各奉仕部門にさらに努力を傾け、ロータリーの綱領に到達することができ るようにするためのものなのです。

ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎と して奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特 に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第1 奉什の機会として知り合いを広める こと。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を 高めること。あらゆる有用な業務は尊重さ れるべきであるという認識を深めること。そ してロータリアン各自が業務を通じて社会 に奉仕するためにその業務を品位あらしめ ること。

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、 事業生活および社会生活に常に奉仕の理 想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門 職務に携わる人の世界的親交によって国際 間の理解と親善と平和を推進すること。

奉仕部門

四大奉仕部門は、ロータリアンがロータリー の綱領を理解する手助けとして、1920年代 に設けられました。



クラブ奉什は、親睦活動を充実さ せ、クラブを効果的に機能させる ことを主眼とします。



職業奉仕は、ロータリアンがそれ ぞれの職業を通じて他の人々に 奉仕し、高い道徳的水準を保つこ とを奨励します。



社会奉仕は、クラブが地域社会 の生活の向上を目指して実施す るプロジェクトおよび活動を包括 します。



国際奉仕は、世界中におけるロー タリーの人道的な援助活動を拡 大し、世界理解と平和の推進のた めに実施する方策を抱合します。

クラブ・リーダーシップ・プランの利点

現在のクラブ運営を見直す機会を与えるクラブ・リーダーシップ・プランは、クラブに数々の 利点をもたらします。

- クラブの将来について、すべての会員に意見を述べるチャンスが与えられる。
- クラブ運営を簡素化することによって、奉仕と親睦に集中するためのより多くの時間を会 員に与える。
- クラブ会員がより一層関与することによって、将来のクラブおよび地区指導者が育成さ
- クラブ活動に会員がより多く参加するにつれ、会員保持率が高くなり、退会防止につな
- クラブ指導者は、クラブ目標を達成するためにより多くの会員の協力を得ることが できる。

- 任命とクラブ目標の間に継続性を持たせることによって、ある年度から次の年度への移 行が容易になる。
- クラブの慣習を新鮮な目で見直すことによって、ロータリーへの熱意が新たになる。

プランの施行

元、現、次期クラブ役員が共に協力し、以下のような方法に基づいてクラブに適した形にリーダーシップ・プランを修正します。

1. 効果的なクラブの要素に取り組む長期目標を立案する。

長期目標は、今後3年から5年間にわたるロータリー年度に適用され、効果的なクラブの要素(会員増強、奉仕プロジェクト、ロータリー財団、指導者育成)に取り組むものとされます。また、長期目標は、これらの各要素においてクラブの成功を促す方策を含むものでなければなりません。クラブのリーダーシップ・プランが数年間にわたり進展するにつれ、これらの目標も随時更新されるべきです。

2. 「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を活用し、クラブの長期目標と調和する年次目標を設定する。

「活動計画の指標」には、年次目標を達成するために活用される一般的な方策が記載されており、クラブは独自の方策を追加して記入することができます。これは、必要に応じて内容を更新することができ、随時活用すべき資料であると考えてください。年次目標は、各奉仕部門を取り上げ、クラブがロータリーの綱領を追求するのを支援するものであるべきです。目標設定に関するこの他の情報は、「クラブ役員キット」(225-JA)をご参照ください。

3. 計画過程に会員を関与させクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を 随時伝える。

クラブ協議会の開催によって、クラブの全会員が最新事情を把握し、クラブ活動に参加していると実感することができるようになります。多くのクラブでは、会員全員がクラブに関する決定事項を協議するための機会として、また、委員会が活動を報告するための機会として協議会を活用しています。

4. クラブ役員、クラブ会員、地区指導者の間の明確なコミュニケーション (連絡) を保つようにする。

クラブ会員全員とガバナー補佐が出席する定例のクラブ協議会を開催することによって、明確なコミュニケーション (連絡) が促されることになります。クラブ協議会のない時には、クラブ指導者が協力し、クラブ指導者同士、およびクラブ会員と地区指導者と連絡を取り合う方法を確立する必要があります。コミュニケーションの計画を立てる際には、誰が誰に連絡するのか、どのような連絡手段を用いるのか、いつ連絡すべきかの概要をまとめてください。

5. 将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。

ロータリー・クラブの指導者は毎年交代するため、すべてのクラブは指導者の継続性を確保する必要があります。この継続性を実現する最も成功率の高い3つの方法として、複数年任期で任命すること、全委員会に現・次期・元委員長を委員として含めること、現職のクラブ会長が会長エレクト、会長ノミニー、直前会長の各者と緊密に協力することがあります。

「この新たな構成を採用する機会を与えてくれたことに感謝しています。これによって、固定観念にとらわれずに自由に考えることができ、クラブの見直しを行うことができました」

6. クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、クラブ細則に修正を加える。

RIから提供される推奨ロータリー・クラブ細則に修正を加え、クラブ独自の運営を反映させます。この他の情報は、本書の「クラブ細則」(第6ページ)および推奨ロータリー・クラブ細則(第9ページ)をご覧ください。

7. クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。

ロータリーを楽しんでいる会員は、自分が参加しているという実感を持ちやすいものです。クラブの親睦を充実させることで、クラブの奉仕活動も助長されることでしょう。

8. 会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。

クラブに関与することによって会員はロータリーについて学ぶことができ、クラブの活発な会員であり続けます。活発な会員は、クラブのプロジェクトが自分のものであると感じ、さらに熱心に活動するものです。

9. 包括的な研修プランを立案する。

包括的な研修は、以下の分野を確実に行うようにします。

- クラブ指導者の地区研修会合への出席
- 新会員のための一貫したオリエンテーションの定期的な実施
- 現会員のための継続的教育の機会の提供
- 全会員への指導者育成プログラムの提供

将来の指導者を育成するために研修は非常に重要です。研修によって、現在のクラブ役員 はロータリーの情報に精通し、クラブをより良く指導し、さらに充実したロータリーの奉任を 行うことができるようになります。

クラブ指導者は、プランがクラブの目標に適い、クラブの独自性を反映させたものであり続けるよう、プランを毎年検討しなければなりません。プランを施行および検討する際、あるいは年度を通じて必要な場合には、地区指導者 (特にガバナー補佐) に援助を要請してください。

クラブ委員会

現在の委員会構成を維持することを希望するクラブが多い一方で、クラブの年次目標を実現するために以下の5つの常任委員会を任命することも検討に値します。

• 会員增強·退会防止委員会

クラブ会員の勧誘と退会防止の計画を立案、実施する。

広報委員会

ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を広報するための計画を立案、実行する。

• クラブ管理運営委員会

クラブのすべての管理運営の活動を実施する。クラブ幹事および会計は、この委員会の 委員となるものとする。

• 奉仕プロジェクト委員会

地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実行する。

• ロータリー財団委員会

寄付および財団プログラムへのクラブの参加の両面から、ロータリー財団を支援するための計画を立案、実施する。

各委員会の活動の継続性を図るため、可能であれば、委員を3年任期で任命してください。 クラブ会長エレクトは、空席の補充および委員会委員の任命に対して責任を有します。会長 エレクトはまた、次ロータリー年度が始まる前に、次期委員会と計画策定のための会合を開 くべきであるとされます。クラブ・リーダーシップ・プランは、その委員会において以前に委員 を務めた経験がある人が委員長を務めることを推奨しています。

クラブは必要に応じて追加の委員会や小委員会を任命します (特別なプロジェクトや、クラブが古くから行っている活動を反映した委員会など)。それぞれの常任委員会は、クラブの年次目標および長期目標を支えるような目標を設定すべきです。

各クラブ委員会は、進捗や委員会活動について、定期的にクラブ理事会に報告すべきであるとされます。多くのクラブは、クラブ協議会をこの目的に利用しています。各委員会はまた、クラブを担当するガバナー補佐および適切な地区委員会と定期的に連絡を取り合うことによって、地区からの支援を活用すべきです。

現在の構成がクラブにとって十分に機能するものであれば、あえて変更を加える必要はありません。推奨の委員会構成は、あくまでクラブ・リーダーシップ・プランの一部にすぎず、クラブを主要な運営活動や地区構成に調和させることを目的としたものです。

地区からの支援

ロータリー地区は、ロータリー・クラブを支援するために存在します。以下の表は、地区ガバナー率いる指導者チームが、いかにしてクラブ委員会を支援することができるかを示しています。

クラブ委員会	地区による支援
会員增強·退会防止委員会	会員増強委員会
クラブ広報委員会	広報委員会
クラブ管理運営委員会	ガバナー補佐
奉仕プロジェクト委員会	各種プログラム委員会
ロータリー財団委員会	ロータリー財団委員会

地区内の主要な連絡役である次期ガバナー補佐は、クラブがプランと一致する目標を設定するための「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」に記入する際に指針を提供します。新規加盟クラブも長い歴史を持つクラブも、また堅固なクラブも弱体クラブもすべて、クラブ運営をさらに充実させるためにプランを活用する方法について地区指導者がクラブを指導し、質問があれば答えてくれます。

他のロータリー・クラブ

他のロータリー・クラブは、クラブ・リーダーシップ・プランに関する自らの体験を分かち合うことによって、支援を提供することができます。地区内の他のクラブと情報を交換することをお望みの場合、クラブ・リーダーシップ・プランを施行している他のクラブと連絡を取ることについて、ガバナーまたはガバナー補佐に問い合わせてください。

「プランが最初に紹介された時にはいつものことながら非常に多くの反対者が現れましたが、それ以来、皆がプランの長所を認めるようになりました」

研修の機会

すべてのクラブ指導者のために地区が実施する研修は、クラブ・リーダーシップ・プランの 重要な側面です。会長エレクトは、会長エレクト研修セミナー (PETS) と地区協議会に出席 するものとされています。地区協議会に出席すべきこの他のクラブ指導者は、次期幹事、次 期会計、次期委員会委員長およびできるだけ多くの委員会委員とされています。会長エレク ト研修セミナーと地区協議会の両会合において、次期クラブ指導者にクラブ・リーダーシッ プ・プランに関する情報が提供されます。以下のような地区が提供する継続教育の機会は、 すべてのクラブ会員および役員が利用するよう奨励されています。

- 地区大会
- 地区指導者育成セミナー
- 地区会員増強セミナー
- 地区ロータリー財団セミナー
- 指導者育成プログラム

クラブ細則

クラブ細則は、クラブ管理のための指針となるものです。推奨ロータリー・クラブ細則は、標準ロータリー・クラブ定款の内容に合わせて作成され、現在のロータリーの方針を反映しています。細則はクラブのニーズ、目標、活動に合わせて内容を適合させ、クラブ独自の特性(アイデンティティー)を反映させることができます。年度を重ねるにつれてクラブのリーダーシップ・プランも進展が見られるため、細則を見直し、新たな慣行や手続きを反映させるために内容を修正することも必要となります。

クラブ理事会

推奨ロータリー・クラブ細則に記述されている通り、クラブ理事会は以下の役員で構成されるものとされています。

- 理事(人数はクラブが定めた通り)
- 会長
- 副会長
- 会長エレクト
- 幹事
- 会計
- 直前会長

理事会の各メンバーは、ロータリー・クラブを管理するために、クラブ会員の多数投票で選出されます。委員会委員長は、クラブによる選挙ではなく、会長エレクトによって任命されるため、自動的に理事会のメンバーとなるわけではありません。委員会委員長を理事会に含めることを望むクラブは、クラブ細則を修正する必要があります。

改正案の提案および投票

クラブは、クラブ会員の過半数が出席している任意の例会において、細則を改正することができます。提案された改正案は、まずクラブ理事会の承認を得るものとされ、投票の少なくとも10日前までに、提案された改正案について会員全員に通知されていなければなりません。細則の改正は、3分の2の賛成票によって承認されなければなりません。

「私たちは、本クラブの特徴に適った細則に練り直すと同時に、国際ロータリーの目的も果たすことができました」

推奨されている期日設定

クラブ・リーダーシップ・プラン施行の 準備 (1月〜6月)	● クラブの現・次期理事会メンバーが会合し、クラブがどのようにしてクラブ・リーダーシップ・プランを施行するかを決定。
	 ◆ 決定をクラブ全体に知らせ、クラブ会員全員の参加方法について協議するため、クラブ協議会を開催。次期ガバナー補佐が出席できない場合、クラブは、決定事項を地区指導者に伝える。
	◆ クラブの現・次期理事会メンバーが、活動の漸次移行や可能な限りの会員の参加といったプラン施行の時間的枠組みを設定。
	• プランに一致した形で、クラブ細則の内容を修正。
プランの施行 (7月1日)	● クラブ目標の達成に向けてクラブ諸委員会が活動を開始。
	● 必要に応じて「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」の内容を修正。
プランの査定	● クラブ指導者と会員がリーダーシップ・プランを見直し、細則の改正などの必要な調整を
(1月1日)	加える。
次ロータリー年度の	● 次期指導者は次年度の準備を進め、クラブはリーダーシップ・プランに必要な修正を追
準備 (5月1日)	加。クラブの長期目標および細則も見直しを行う。

リソース

「Official Directory (公式名簿)」を除き、以下に挙げられたRIの出版物はすべて注文またはwww.rotary.orgからダウンロードすることができます。

「クラブ役員キット」(225-JA) — クラブ会長、幹事、会計、クラブ委員会の責務の概要を収めた手引書のセット。本キットには、下の資料が含まれています。

- •「クラブ会長要覧」
- 「クラブ幹事要覧」
- 「クラブ委員長の手引き」(クラブ管理運営委員会、会員増強・退会防止委員会、広報委員会、ロータリー財団委員会、奉仕プロジェクト委員会用)

「手続要覧」(035-JA) — 規定審議会における決定、RI理事会およびロータリー財団管理委員会により制定された方針や手続が、3年毎に開かれる規定審議会の終了後に発行されます。RI定款、RI細則、標準ロータリー・クラブ定款、推奨ロータリー・クラブ細則を収めています。

「Official Directory (公式名簿)」 (007-EN) — RI役員、委員会、支援グループ (または実行グループ)、および事務局職員、世界中の地区およびガバナーの一覧、および各地区ごとのアルファベット順クラブ情報 (クラブ会長と幹事の連絡先、例会場および曜日) が掲載されています。CD版 (007-ENC) もご用意しています。

「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」 ― クラブの効率といった重要な分野に関してクラブ指導者が目標を設定するための有用な手段。

RIウェブサイト (www.rotary.org) — 会員やロータリー財団、RIプログラム、ニュース、行事、クラブおよび地区支援、研修など、ロータリーのあらゆる側面に関する情報を紹介するオンラインのリソースです。プログラムの申請書式を含むRIの出版物の多くは、ダウンロードしていただけます。クラブ・リーダーシップ・プランに関する資料(「よく尋ねられる質問」やパワーポイントのプレゼンテーションなど)も用意されています。

クラブ・地区支援担当職員 (日本事務局奉仕室職員) — RI世界本部および国際事務局の担当職員で、管理運営に関する数多くの質問に答えたり、RIの適切な担当職員に質問を回したりします。

地区名簿 一地区指導者の連絡先および地区に関する他の情報。



*推奨ロータリー・クラブ細則

_ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

理事会: 本クラブの理事会
 理事: 本クラブの理事会メンバー
 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員

4. RI: 国際ロータリー

5. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員 名により成る理事会とする。すなわち、会長、副会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー)、幹事、会計、および会場監督である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された 名の理事および直前会長を加えることができる。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 一 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長 たる役員は会員に対して、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、およ び_____名の理事を指名することを求めなければならない。その指 名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員 のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員 会を利用することを決定したならば、かかる委員会はクラブの定めると ころに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役 職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において 投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会 長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言 されるものとする。投票の過半数を得た___ __名の理事候補が理事 に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙さ れた会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙後の次の7月 1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理 事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものと する。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長 エレクトの役職名が与えられるものとする。

第2節 — 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 ― 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の 決定によって補填すべきものとする。

第4節 — 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 — 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を 務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の 任務とする。 **第2節** — 会長エレクト。理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第3節 — 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の 会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う ことをもって副会長の任務とする。

第4節 — 幹事。会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第5節 — 会計。すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 — 会場監督。通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第5条 会合

第1節 — 年次総会。本クラブの年次総会は毎年_____ に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注:標準ロータリー・クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

第2節 — 本クラブの毎週の例会は______曜日______時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員 全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員 はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基 づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または 欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラ ブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに 出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定 款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 — 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会 の定足数とする。

^{*}注:本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。疑問のある場合は、その変更案をRI事務総長に提出してRI理事会の審議を乞わなければならない。

第4節 — 定例理事会は毎月_______に開催されるものとする。臨時 理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要 求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場 合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 ― 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 — 入会金は とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、標準ロータリー・クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 — 会費は年額 とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を 除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定 の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することがで きる。

(*注:口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の 枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕で ある。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むことと する。

第9条 委員会

クラブ委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- 会員増強・退会防止委員会 この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を 立て、実施するものである。
- クラブ広報委員会 この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供 し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立 て、この計画を実施するものである。
- クラブ管理運営委員会 この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施する ものである。
- 奉仕プロジェクト委員会 この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。
- ロータリー財団委員会 この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財 団を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別 (アドホック) 委員会を設けることができる。

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格 において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長また は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によ って特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、 理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはなら ない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任 を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の 全活動について理事会に報告するものとする。

(注:上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉任と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なRI資料を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な 目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレ クトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会の ための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備 するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請する ことによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限 り本クラブの例会出席を免除される。

(注:このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第12条 財務

第1節 — 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 — 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される 銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けら れるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資 金である。

第3節 — すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

- 第4節 すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。
- 第5節 資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金 の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければなら ない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。
- 第6節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

- 第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。
- 第2節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の 職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するも のとする。
- 第3節 一理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。
- 第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、 ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければ ならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を 求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラ ブに発表することについて承諾を求めなければならない。
- 第5節 一 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員 (名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面に よる異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員 でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ば れたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

- 第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。
- **第7節** クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項、およびロータリー情報

委員会報告(ある場合)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

より高いレベルへと クラブを導く

クラブ・リーダーシップ・プランを実施しましょう

- + 長期的計画の策定
- + 継続性と引継ぎ計画の確保
- + すべてのクラブ会員が参加